

改正貸金業法完全施行を求める 緊急集会

平成22年1月12日

18時から日弁連において緊急集会が開催された。高金利に苦しんだ被害者の体験報告は、いつも胸が苦しくなる。借金返済のために借金をするようになる、返済してもなかなか元金は減らない、懸命に働いても先の見えない借金に生きる希望を無くしてしまう。今聞いている話は、生き延びたからこそ我々の耳に届いているのだ。借金を苦に命を落とした人々の話は誰にも聞く事が出来ない。「金なんか」そう感じることが多い。もちろん、生きて行くためには必要なものであるが、振り回されるものではない。命に代えられることなどあってはならないはずである。経済学からの高金利問題の報告をした大学教授や中小企業分析からの報告をした税理士の視点からも多重債務問題の深刻さを感じる。我々は、実務の現場でも知る。自殺や夜逃げ、連帯保証などで苦しむ人々がこれほど多く存在する社会であることを。貸金業者の経営破綻が相次ぎ、経営再建を目指すために法的・私的手続きを取るが、その後の貸金業者の対応は顧客である債務者のことなど考えてはいないと感じるようになった。破産や再生手続きによらずに分割ではあっても完済することこそが貸金業者の利益であるはずなのに、分割返済に応じないところも増えてきて、専門家の介入の後にも貸金返還請求訴訟が提起されることもあり、長期的な返済なら可能な債務者も法的手続きをせざるを得なくなる。生き残りをかける貸金業者に気付いてもらいたい。本当に社会に求められる企業でなければ生き残って行くことなど出来ないということ。